

Ⅲ－７－２ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：街路景観地域 市街地の幹線街路

基本方針		日常的に利用される幹線街路は、歩行者から自動車まで様々な利用形態があるため、それぞれの場所性に留意し、通行上の利便性や、道路空間が安全で快適であるよう建築物や屋外広告物等の配置や形態、色彩を適切に調和するような景観形成を目指します。
届出対象行為		Ⅲ－９ 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。
指針	位置	・山並みの見通し系(ヴィスタ)の確保及び道路空間への圧迫感を軽減するため、敷地前面にオープンスペースを確保するとともに、連担する建築物の壁面の位置の統一に配慮すること。 ・駐車場の外周及び自動車車庫の出入口については、交通の安全に留意するとともに、周囲のまち並との適切な連担性に配慮すること。 ・共同住宅、事務所等の中高層建築物等及び集客施設等においては、住戸数又は集客数に対応出来る十分な駐車場の確保に配慮するとともに、境界部の緑化等に配慮すること。
	高さ	・山並みの見通し景(ヴィスタ)が確保されるよう、建築物、工作物及び屋上工作物等（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態等について配慮すること。
	形態・意匠	・道路の突き当りの敷地等、アイストップとなるような建築物にあってはアイストップとなることに留意した意匠とし、また植栽等による修景を行うこと。 ・道路の角地に位置する敷地において建築物を建築する場合は、出来る限り建築物の配置や壁面を角地から後退させるか、又は建築物の壁面に入隅を設ける等、角地のゆとりに配慮すること。 ・街路景観にゆとりをもたせるため、敷地前面のオープンスペースの確保に配慮すること。 ・道路に面する建築物の１，２階部分及び車輛の出入口等、歩行者の目線に近い低層部のデザインに特に留意すること。 ・屋根、軒及び壁面の位置、形態及び意匠等に共通性のあるまち並みでは、これらを継承し、屋根、軒及び壁面の連担性に配慮すること。
	色彩	・建築物の屋根及び壁面では、基調色として、避けるべき色彩は使わないこと。（用途地域（※１）の商業・近隣商業地域を除く）
	緑化	・前庭及び前面空地等での植栽計画に当たっては、樹木、植栽が連担するよう配慮すること。 ・出来る限り敷地前面には、中高木の植栽をすること。 ・沿道型の商業施設等においては、道路から壁面を後退させ、中高木緑化を行うよう配慮すること。 ・建築物等が建ち並ぶ街路では、建築物の隣棟間に植樹出来るよう工夫すること。 ・オープンスペースの多い駐車場等では、街路に面して植栽を施す等、まち並みの連続性を保つよう配慮すること。
	建築設備	・道路に面した地上やバルコニー等にクーラーの室外機や給湯器等を設ける場合は、露出しないうちに柵等により遮蔽修景を行うこと。
	屋外広告物	・建築物の規模と屋外広告物の大きさのバランス、デザイン、色、方向等、屋外広告物の配置及びデザインの配慮を行うこと。
	その他	・道路の交差点に接する敷地において建築物を建築する場合は、建築物の正面性や前面の植栽、屋外広告物のデザインに配慮し、快適な街路景観の創出に努めること。 ・建築物等の前面のオープンスペース、壁面の後退、入隅、アルコーブ、歩道との連続性、植栽、ショーウィンドウ、１，２階部のデザイン、車輛等の出入口等、歩行者にとって快適な空間を提供するよう配慮すること。

勸告基準	建築設備	・屋上に設置する建築設備等の機器類は、周囲から見て露出しないように遮蔽修景を行うこと。
備考	※ 1 「用途地域」は、都市計画法第8条第1項に規定する地域地区をいう。 ※ 各形成地域及び各形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成地域及び各形成重点地域の基準を付加する。	